平成２２年（フ）第２７０号
宮崎県日向市原町４丁目129番地
債務者　甲斐ケイ子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第１６４号
鹿児島県鹿屋市新川町5380番地
債務者　荒平　雄二
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
鹿児島県志布志市有明町野井倉8276番地15　ジンブリッジＢ３、旧住所鹿児島県志布志市志布志町志布志２丁目８番40―305号　アート第１ビル
債務者　古澤　邦広
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１６８号
鹿児島県鹿屋市池園町2717番地１、旧住所鹿児島県鹿屋市新川町887番地１　スカイマンション206号
債務者　窪田阿祐美
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
松江市古志原３丁目５番８―401号　ラポールドシェール
債務者　安田　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
松江市上大野町989番１地、前住所広島県広島市安佐南区相田１丁目９番５号
債務者　坂本　　幸
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１４号
松江市西津田４丁目９番５号　西津田アパート１Ｆ、前住所島根県出雲市佐田町一窪田311番地
債務者　板垣留美子（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１７号
島根県安来市切川町1168番地59　県営住宅臼井団地６号棟622号室、前住所島根県安来市宮内町312番地　白鳥ハイツＢ―101
債務者　北川由起子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２８号
富山市八日町157番地10
債務者　澤村　昭夫
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２９号
富山市八日町157番地10
債務者　澤村　優子
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３０号
富山市南栗山118番地２
債務者　吉田　真実
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４３号
富山市森２丁目５番８号
債務者　白野　雅彦
1　決定年月日時　平成22年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３５号
千葉県柏市増尾８丁目３番７号
債務者　小林佐希子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２９３号
神奈川県三浦郡葉山町上山口777番地、住民票上の住所さいたま市大宮区下町２丁目16番地２　コートプラザ大宮305号
債務者　渡邉　祐貴
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１１号
神奈川県横須賀市平作５丁目５番１号
債務者　瀧口　大介
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１２号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目８番11号
債務者　山田　邦彦
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３１３号
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目８番11号
債務者　山田　裕子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部